

家庭ごみ有料化実施計画

平成25年11月

大分市

～ 目 次 ～

はじめに

1. 家庭ごみ有料化について……………	3
(1) 家庭ごみ有料化とは	
(2) 家庭ごみ有料化の目的	
2. 家庭ごみ有料化の制度内容について……………	4
(1) 対象となるごみ	
(2) 負担軽減措置	
(3) 手数料徴収方法	
(4) 料金体系	
(5) 指定ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）	
3. 手数料収入と収入の使途について……………	9
(1) 手数料収入	
(2) 収入の使途	
4. 実施時期について……………	10
5. 指定ごみ袋の取扱いについて……………	10
6. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について……………	10
7. 周知方法について……………	11

資料

1. ごみ処理の現状について……………	13
(1) 一般廃棄物処理基本計画	
(2) ごみ処理における数値目標	
(3) ごみ減量・リサイクル推進事業	
2. ごみ処理の課題について……………	22
(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進	
(2) ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保	
(3) ごみ処理費用の削減	
3. 家庭ごみ有料化の実施状況について……………	24
(1) 全国市区町村における実施状況	
(2) ごみの減量効果	
4. 家庭ごみ有料化に伴う手数料の額について……………	26
(1) 手数料の額	
(2) ごみ処理費用に占める手数料の額の割合	
5. 家庭ごみ有料化についての審議経過……………	31

はじめに

私たちはこれまで、快適で便利な生活を求めることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた結果、環境に過大な負荷を与えてきました。

限りない可能性を秘めた将来の世代へ、健全で恵み豊かな環境を手渡していくためには、限りある資源を大切にし、資源を有効に活かす循環型の社会づくりに取り組まなければなりません。

本市においても、ごみ減量・リサイクルを実践することにより、限りある天然資源の消費を抑え資源が循環する社会づくりを目指し、「大分市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するなかで、ごみの減量化やリサイクルの推進などの数値目標を定め、これまで家庭ごみの1・2分別をはじめとする各種施策を展開してきました。

家庭ごみの1・2分別を開始した平成19年度は、ごみの排出量が減少し、資源物の回収量も増加しましたが、平成20年度以降のごみの排出量は横ばいの状況で、資源物の回収量は減少傾向が続いており、現行施策の継続のみではこれ以上のごみ減量・リサイクルの推進は難しい状況にあります。

こうした中、本市では、平成23年12月に大分市清掃事業審議会（以下「審議会」という。）へ「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的とした「家庭ごみ有料化」について諮問し、その導入の是非からご審議いただき、平成24年5月、審議会から中間答申を受けました。

その後、家庭ごみ有料化中間答申に関する市民説明会において、市民の皆様からいただいた多様なご意見を審議会へ報告し、再度ご審議いただき、平成25年2月、審議会から「家庭ごみ有料化の導入は是とする」など、これまでの審議結果を取りまとめた答申を受けました。

「家庭ごみ有料化」は、市民の皆様のごみに対する排出抑制意欲や、分別意識が今以上に高まり、資源の循環を加速させることができ、環境負荷の低減に大きく寄与すると考えられることから、答申の内容を踏まえ、今般、具体的な実施方法などに関する「家庭ごみ有料化実施計画」を策定しました。

今後は、「家庭ごみ有料化」を家庭ごみの減量とリサイクルの推進における具体的な手法とし、その導入に向けた取組みを進めます。

平成25年11月

1. 家庭ごみ有料化について

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみを出す量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。

(2) 家庭ごみ有料化の目的

本市のごみ処理は、基本計画に基づいて行うこととしており、①排出抑制、②リサイクル率、③最終処分量の3つの数値目標を掲げ、その達成に向け12分別収集を開始するなど各種事業に取り組んできましたが、このままでは目標の達成は厳しい状況です。

また、現在、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の中には、正しく分別すれば「資源物」となるごみが多く含まれていること、さらに、家庭ごみの処理は主に税金で賄われていることから、積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる人と、取り組んでいない人との間に費用負担の面で公平性が保たれておらず、ごみ減量・リサイクルに対する意識が働きにくいことから、次の2点を目的とし、「家庭ごみ有料化」の導入に向けた取組みを進めます。

家庭ごみの減量とリサイクルを推進します

ごみを出すことにより費用の負担が生じるため、ごみを減らすことによる経済的なメリットを実感しやすくなり、ごみ減量・リサイクルに取り組もうとする意欲が高まることが期待できます。

また、ごみを正しく分別することにより、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中に含まれているリサイクルできる紙類などの「資源物」を多く回収することができ、ごみの排出量は減少し、資源物の回収量は増加することが見込まれます。

さらに、ごみの処理量が減少することにより、収集部門においては、経費の削減が図られ、処分部門においては、消耗品費、燃料費、水道料、飛灰処理や清掃工場の運転管理委託に要する経費の縮減や、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、最終処分場の延命化が図られます。

併せて、家庭ごみ有料化によって得られた手数料収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクルの展開が図られます。

ごみ処理に係る費用負担の公平性を図ります

ごみの量に応じた費用の負担が生じることにより、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだ場合と、取り組まなかった場合のそれぞれにおいて経済的な負担に差が生じ、費用負担の公平性が図られます。

2. 家庭ごみ有料化の制度内容について

(1) 対象となるごみ

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」

家庭ごみ有料化の対象となるごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、「資源物」、「危険物等」や、「剪定枝」、「落ち葉」、「草花」、「ボランティアごみ」は対象外とします（表－1 参照）。

ただし、「ボランティアごみ」は、地域美化活動に伴うものでボランティア専用袋を使用したもの、もしくは市に収集を依頼したものとします。

なお、大型・粗大ごみの戸別収集については、従来どおり有料とします。

表－1 家庭ごみ有料化の対象範囲

区分	品目	排出方法
対象となるごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋を使用し、決められた収集日に出してください。
	燃やせないごみ	
対象外	資源物 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞類・その他紙類、布類	45リットル以内の透明・半透明の袋に入れて決められた収集日に出してください。
	危険物等 スプレー缶類、ライター類、蛍光管・電球・水銀体温計、乾電池	
	剪定枝	45リットル以内の透明・半透明の袋に入れて「燃やせるごみ」の収集日に出してください。
	落ち葉	
	草花	
ボランティアごみ	ボランティア専用袋に入れて、ごみの種類に応じた収集日に出してください。 ※事前に市へ収集を依頼した場合は、ボランティア専用袋ではなく、透明又は半透明の袋によりごみを出すことができます。	

地域美化活動に伴うボランティアごみに対する支援策

地域美化活動に伴うボランティアごみについては、市民の皆様の活動の妨げとならないよう、ボランティア専用袋の支給等による支援措置を行います。

個人、団体による地域美化活動に伴うもの

対 象：道路、公園、河川等の公共施設のボランティア清掃を行う個人、自治会等の団体

支援方法：①ボランティアでごみ拾いを行っている個人又は団体の方からの申請により、ボランティア専用袋を支給します。

②自治会等の団体が一斉清掃を行う場合は、事前に清掃業務課（中央・東部・西部清掃事業所を含む）へ収集を依頼してください。その場合は、ボランティア専用袋ではなく、透明又は半透明の袋によりごみを出すことができます。

排出方法：少量の場合はごみステーション（ボランティア専用袋を使用）
多量の場合は清掃業務課（中央・東部・西部清掃事業所を含む）へ収集を依頼してください。

ごみステーションの管理に伴うもの

対 象：ボランティアで、ごみステーションの清掃を行う自治会

支援方法：自治会に対し、ボランティア専用袋を支給します。

排出方法：当該ごみの種類の収集日にごみステーションに出してください。

(2) 負担軽減措置

家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置として要件を満たす世帯に対して、申請により一定枚数の指定ごみ袋を支給します。負担軽減措置の対象は次のとおりです（表－2 参照）。

表－2 負担軽減措置の対象

負担軽減措置の対象		支給する枚数
生活保護受給世帯		年間最大 60 枚 2 人以下の世帯 20L 用 3 人以上の世帯 30L 用
紙おむつ	① 2 歳未満の乳幼児のいる世帯	1 人につき 年間最大 100 枚 (20L 用)
	② 介護用品購入費受給資格者のいる世帯 (在宅で介護を受けている要介護 1 から要介護 5 で、日常生活の上で常時おむつを必要とすると市が認めた人)	1 人につき 年間最大 100 枚 (20L 用)
	③ 介護保険の認定が要介護 4・5 の在宅高齢者（第 2 号被保険者の特定疾病に該当する人を含む）を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯	1 人につき 年間最大 100 枚 (20L 用)
ストマ装具・紙おむつ	日常生活用具のうち、排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつ）の給付を受けている身体障がい者（児）等のいる世帯	1 人につき 年間最大 100 枚 (20L 用)

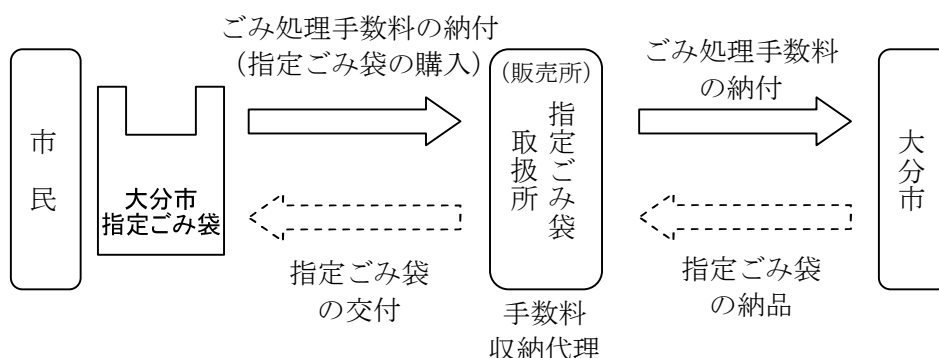
(注) ②、③の重複はできません。

(3) 手数料徴収方法

「指定ごみ袋方式」

本市では、従来から推奨袋（透明又は半透明）を使用しているため、制度に対する市民の皆様のご混乱が少ないと思われることなどの理由から手数料の徴収方法は、市が指定するごみ袋を使用する「指定ごみ袋方式」とします（図－1 参照）。

図－1 手数料徴収方法

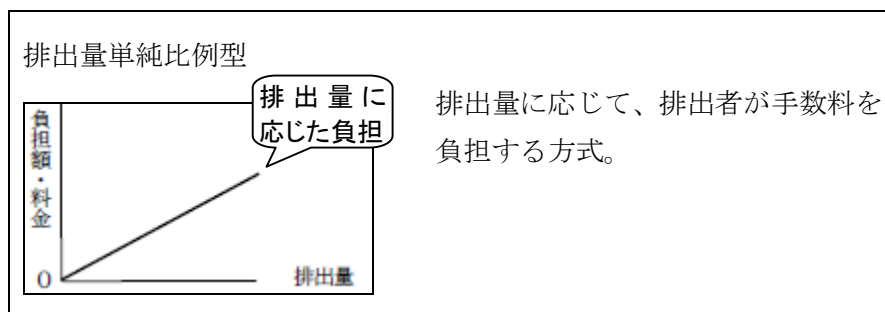


(4) 料金体系

「排出量単純比例型」

料金体系については、家庭ごみ有料化の仕組みが簡単で分かりやすいこと、また、ごみの排出量に応じた費用負担となることにより、ごみ減量に対する意識の向上が期待できることなどの理由から「排出量単純比例型」とします（図－2 参照）。

図－2 排出量単純比例型



(5) 指定ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）

種類	大袋	中袋	小袋	特小袋	ミニ袋
容量	45リットル 相当	30リットル 相当	20リットル 相当	10リットル 相当	5リットル 相当
販売価格 (10枚入)	315円	210円	140円	70円	35円
1枚あたり	31.5円	21円	14円	7円	3.5円

- ※1 指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋です。
- ※2 指定ごみ袋取扱所（販売所）ではすべてのサイズを10枚1組として販売します。
- ※3 指定ごみ袋の価格はすべての指定ごみ袋取扱所（販売所）で同じです。
- ※4 指定ごみ袋はイベント等での景品として使用することはできません。

指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋で、大袋（45リットル相当）、中袋（30リットル相当）、小袋（20リットル相当）、特小袋（10リットル相当）、ミニ袋（5リットル相当）の5種類とし、今後、指定ごみ袋の色や表示する内容等の仕様について検討します。

また、手数料の額は、指定ごみ袋の容量1リットルあたり0.7円とします。

3. 手数料収入と収入の使途について

(1) 手数料収入

家庭ごみ有料化による手数料収入は一年間で約4億7千2百万円が見込まれます

既に家庭ごみ有料化を実施している自治体における指定ごみ袋の販売実績等を参考に一年間に販売する指定ごみ袋の枚数を想定した結果、一年間で約4億7千2百万円の手数料収入が見込まれます。

種 類	容 量	想定組数 (1組10枚入)	手数料の額	収入見込み
大袋	45 リットル相当	750,000 組	315 円	236,250 千円
中袋	30 リットル相当	720,000 組	210 円	151,200 千円
小袋	20 リットル相当	380,000 組	140 円	53,200 千円
特小袋	10 リットル相当	340,000 組	70 円	23,800 千円
ミニ袋	5 リットル相当	220,000 組	35 円	7,700 千円
合 計		2,410,000 組	—	472,150 千円

(2) 収入の使途

家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う経費のほか、さらなるごみ減量・リサイクル施策の推進に活用します。

また、家庭ごみ有料化と既存の施策は一体的に取り組むことにより、その効果が最大限発揮され则认为られることから、得られた収入はごみ減量・リサイクル施策を推進するための各種事業に充てることとします。

収入の使途は、制度に対する市民の皆様のご理解がより一層深まるよう明確にします。具体的な使途として、以下の事業の充実に向け検討を進めます。

① ごみ減量・リサイクルに関する経費

(新規事業)

- ごみステーションの管理費等の助成
自治会が管理するごみステーションに係る設置・改修費及び飛散防止のためのネット等購入費の助成
- クリーン推進員の活動経費の助成
校区ごとに開催する総会や研修会、また、意見交換会等を行う際の諸経費等の助成
- ごみ減量・リサイクル啓発経費
地域や学校等のごみ減量・リサイクルに関する説明会で活用するための環境教育啓発用パンフレットやDVDの作製

(既存事業)

- 生ごみ処理容器等による減量化促進事業
家庭において生ごみの減量化に取り組む方を支援するための生ごみ処理機器購入補助額の引き上げ
- 有価物集団回収運動促進事業
環境問題への意識の向上や地域コミュニティの活性化に寄与している有価物集団回収運動実施団体の充実を図るための報償金単価の引き上げ
- ごみ分別事典の全戸配布
ごみ分別の徹底を図るための「ごみ分別事典」を全世帯に配布

② ごみ処理施設整備基金への積み立て

ごみ処理施設の整備に要する経費に充てるための「(仮称) 廃棄物処理施設整備基金」の設置と手数料収入の一部積み立て

③ 家庭ごみ有料化に伴う事務費

指定ごみ袋製造費、指定ごみ袋の保管配送費、販売委託料等の事務経費、負担軽減措置に関する経費 等

4. 実施時期について

パブリックコメントによる市民の皆様からのご意見等を踏まえ、家庭ごみ有料化の条例改正案を平成25年第4回定例会に提出します。

議会の議決を経た後は、市民の皆様への十分な周知期間を経て、家庭ごみ有料化を実施したいと考えています。

5. 指定ごみ袋の取扱いについて

市民の皆様が指定ごみ袋を購入する際の利便性を確保するため、小売店や自治会等を対象に「(仮称) 大分市指定ごみ袋取扱所」(販売所)を広く募集します。

6. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について

家庭ごみ有料化の開始に伴い、新たな「不法投棄」、「不適正排出(ルール違反)」、「野外焼却」が生じないよう啓発活動等の充実・強化を図ります。

具体的な活動内容は次のとおりです。

①不法投棄対策

不法投棄を未然に防止するため、山間部など不法投棄されやすい場所への監視カメラの設置やパトロール活動による監視体制の強化を図ります。

また、不法投棄監視ネットワーク事業（※）を通じて、市民と行政とが協働して監視等を行い不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄が多発する地域において活動団体がない自治会に対し、本事業を活用していただくよう働きかけを行います。

※不法投棄監視ネットワーク事業

自治会単位で登録する団体（2名以上）によるパトロール活動を通じて、不法投棄防止の啓発を行うとともに、不法投棄を発見した場合は、市へ状況を報告していただくこととしています。

②不適正排出（ルール違反）対策

ごみステーションの早朝パトロールにより、ごみの排出時におけるルールの周知徹底に努めるとともに、ルール違反ごみを発見した場合は排出者の調査を行い、特定できた場合は排出者に対して指導を行います。

また、家庭ごみ有料化の開始前後は、ごみステーションを職員が巡回し、正しい分別と制度の周知を行います。

さらに、不適正排出が続発するようなごみステーションについては、重点的に指導啓発を行います。

③野外焼却対策

野外焼却を防止するため、啓発活動やパトロール活動による監視体制の充実強化を図ります。

7. 周知方法について

家庭ごみ有料化の実施にあたっては、目的や制度内容に対する市民の皆様の十分なおご理解とご協力が必要不可欠であることから、きめ細かい広報活動を行います。

具体的な活動内容は次のとおりです。

① 市民説明会等による周知

自治会を対象とした市民説明会を開催するとともに、各支所単位での説明会や、まちづくり出張教室など、多様な機会を捉えて制度に対する周知を行います。

② 市報やホームページ等による周知

「市報おおいた」や、「リサイクルおおいた」等の広報誌での周知のほかに、ホームページを活用した情報提供を行います。

③ テレビCMや新聞等による周知

実施時期や制度内容について、テレビCMやラジオ、新聞等を活用した情報提供を行います。

④ パンフレットによる周知

制度の内容をわかりやすく記載したパンフレットを作成し、全世帯に配布します。

資 料

1. ごみ処理の現状について
2. ごみ処理の課題について
3. 家庭ごみ有料化の実施状況について
4. 家庭ごみ有料化に伴う手数料の額について
5. 家庭ごみ有料化についての審議経過

資料

1. ごみ処理の現状について

(1) 一般廃棄物処理基本計画

本市では、市民・事業者・行政の協働作業で環境への負荷をできる限り低減し、ごみの減量や再資源化を効果的に進めるためのシステムを確立することにより、循環型社会の形成を図るため、「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）により、ごみ処理における基本理念、基本目標、基本方針などを定めています。

ごみ処理の基本理念

社会全体の協働作業で環境への負荷を
最小限にする循環型社会を構築する



ごみ処理の基本目標

一人ひとりが、限りある資源を大切に
する心を持ち、ごみの発生が
少ないまち

社会全体でごみ処理に
取り組み、リサイクルの
進んだまち

環境に配慮した適正な
処理体制が整備され、
衛生的で安全・快適な
生活環境が保たれている
まち



ごみ処理の基本方針

『排出抑制計画』
『再資源化計画』
『収集運搬計画』
『中間処理・最終処分計画』
『その他関連計画』



ごみ処理の数値目標

①排出抑制の数値目標

②リサイクル率の数値目標

③最終処分率の数値目標

(2) ごみ処理における数値目標

基本計画では、基本目標や基本方針の実効性を確保するため、家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみ処理における3つの数値目標を設定し、目標の達成に向けて各種施策の取り組みを進めていくこととしています。それぞれの数値目標とその達成状況は次のとおりです。

① 排出抑制の数値目標

ごみの発生・排出抑制を効果的に推進し、実効性を確保するため、排出抑制の数値目標を次のとおり設定しています。

排出抑制の数値目標

ごみの排出量を平成18年度に比べ平成29年度に35%以上削減することを目標とします。

しかしながら、排出抑制の進捗状況をみると（表－１参照）、平成２４年度におけるごみの総処理量は１６４，４５５トンで、平成２９年度までに約２０，０００トン削減する必要があり、今後とも市民一人ひとりがごみに関心を持ち、「ごみにしない」、「ごみを出さない」工夫を行うことにより「もったいない」意識の醸成に努めていく必要があります。

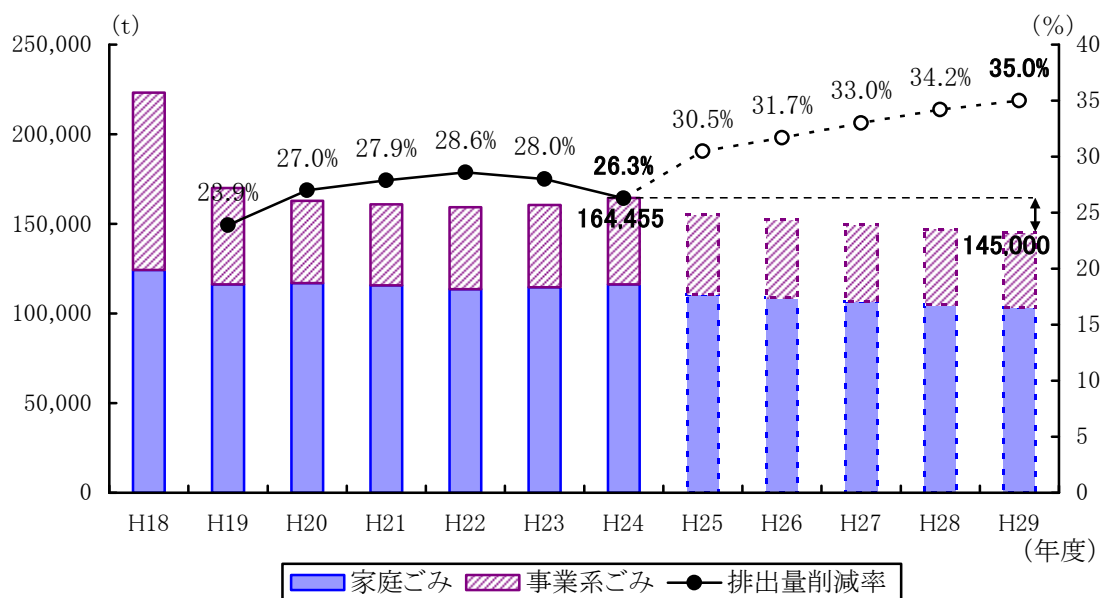
表－１ 排出抑制の進捗状況

区分	年度	平成１８年度 実績	平成２４年度 実績	平成２４年度 中間目標	平成２９年度 目標
人 口		466,673 人	476,723 人	476,630 人	480,842 人
総処理量		223,171 t	164,455 t	157,840 t	145,000 t
家庭ごみ		124,247 t	116,220 t	112,698 t	103,530 t
一日１人あたり		729 g	668 g	648 g	590 g
事業系ごみ		98,924 t	48,235 t	45,142 t	41,470 t
削減率		—	26.3%	29.3%	35.0%

※削減率＝（223,171 t－総処理量）／223,171 t（平成18年度実績）

※平成24年度中間目標及び平成29年度目標は「一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値です。

図－１ ごみ排出量と削減率の推移



※平成25年度以降は「一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値です。

資料

I. 家庭ごみ排出量の推移

家庭ごみの排出量は、平成19年度に12分別収集を開始したことにより、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の排出量は大きく減少しましたが、平成20年度以降は、横ばいの状況であり、平成23年度からは増加に転じています（図-2参照）。

また、資源物の回収量は平成19年度に大きく増加しましたが、その後は減少傾向が続いています（図-3参照）。

図-2 ごみ排出量の推移

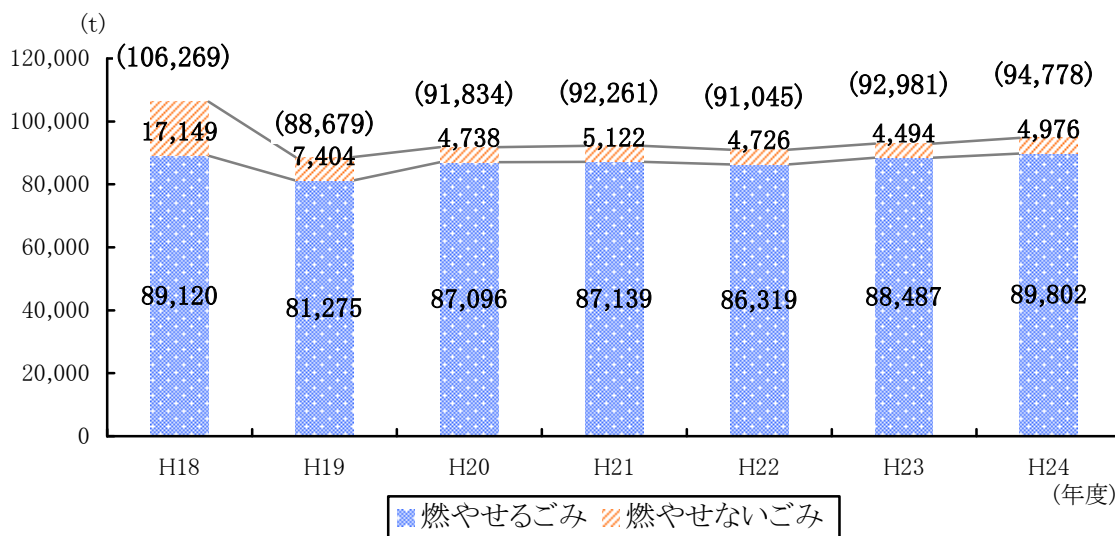
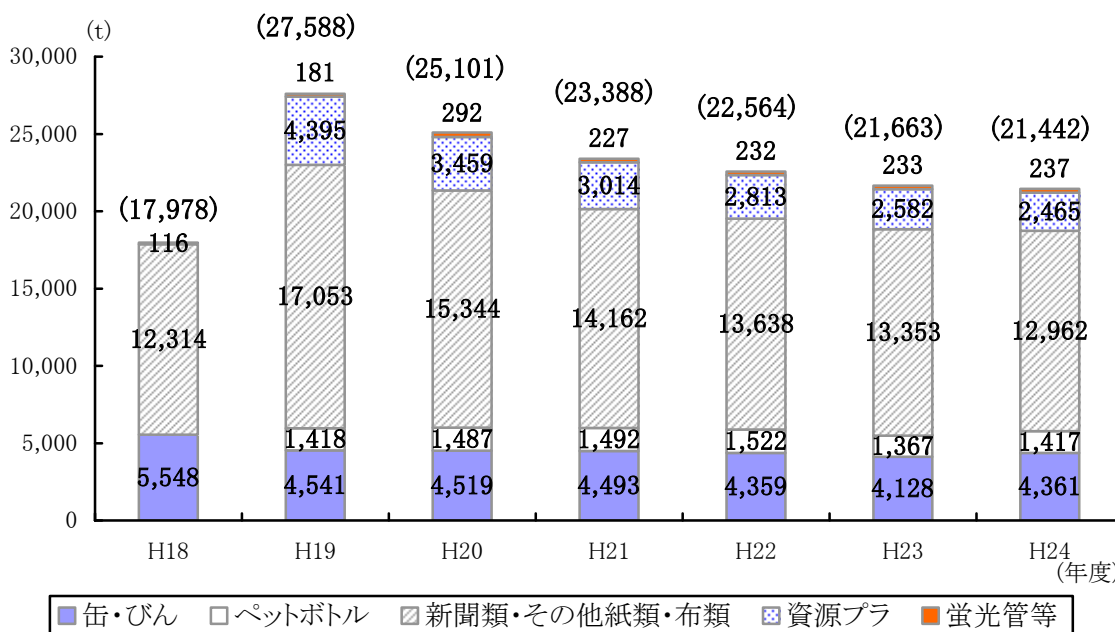


図-3 資源物排出量の推移



※平成18年度は、缶・びんの中にペットボトルを含みます。

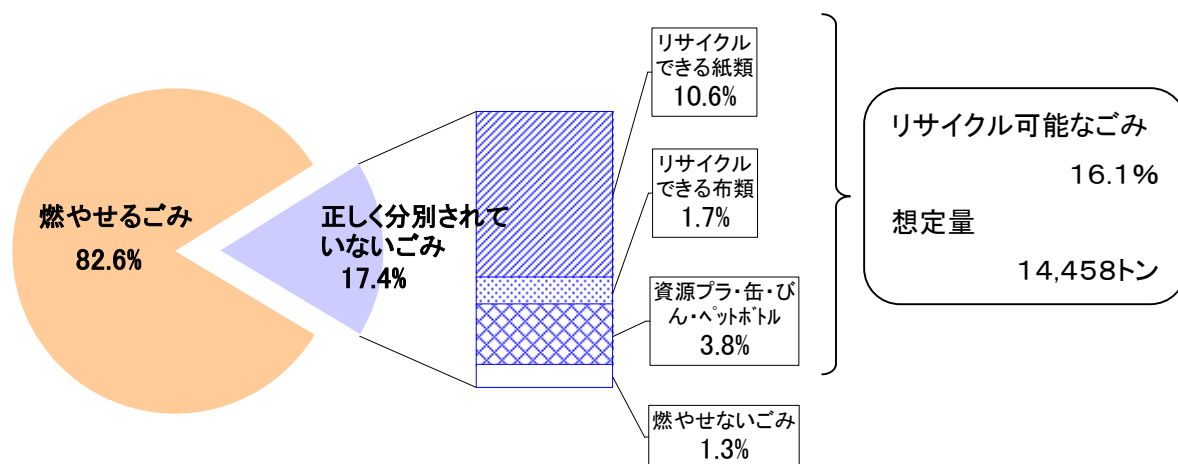
II. 家庭ごみの組成調査結果

本市では、家庭から出されたごみの分別状況を検証するため、組成調査を年4回実施しています。

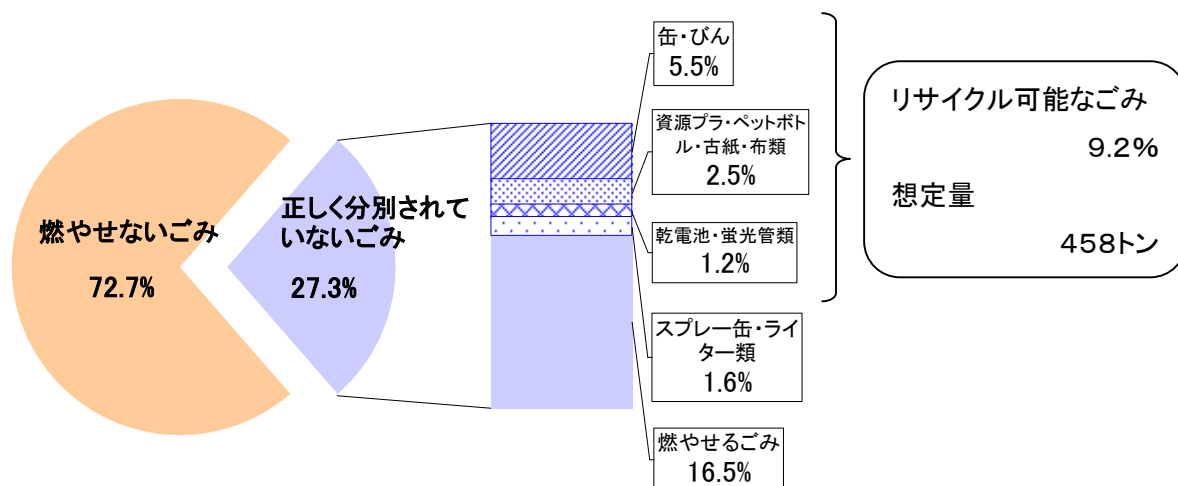
平成24年度の組成調査結果（図-4参照）では、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の中には正しく分別されていないごみが依然として多く含まれており、特に「燃やせるごみ」の中には、リサイクル可能なごみが16.1%（約15,000トン）も含まれていることから、より一層の分別の徹底を図る必要があります。

図-4 家庭ごみの組成調査結果（平成24年度）

【燃やせるごみ】



【燃やせないごみ】



資料

② リサイクル率の数値目標

循環型社会の形成を図るためには、4R（※）を基本とすることによるごみ減量・リサイクルを効果的に推進する必要があり、その実効性を確保するため、次のとおりリサイクル率の数値目標を定めています。

リサイクル率の数値目標

リサイクル率を平成18年度18.4%から平成29年度40%以上に引き上げることを目標とします。

※4R

- ① **R**efuse（リフューズ）：不要なものは断る
- ② **R**educe（リデュース）：ごみの発生を抑える
- ③ **R**euse（リユース）：再利用する
- ④ **R**ecycle（リサイクル）：再資源化する

しかしながら、リサイクル率の進捗状況をみると（表-2参照）、平成24年度の実績は21.0%となっており、平成29年度の目標値と比べ大きな開きがある状況です。

また、リサイクル率の推移（図-5参照）からは、近年の資源化量は減少傾向にあることが見受けられることから、今後とも資源化量の増加を図る必要があります。

表-2 リサイクル率の進捗状況

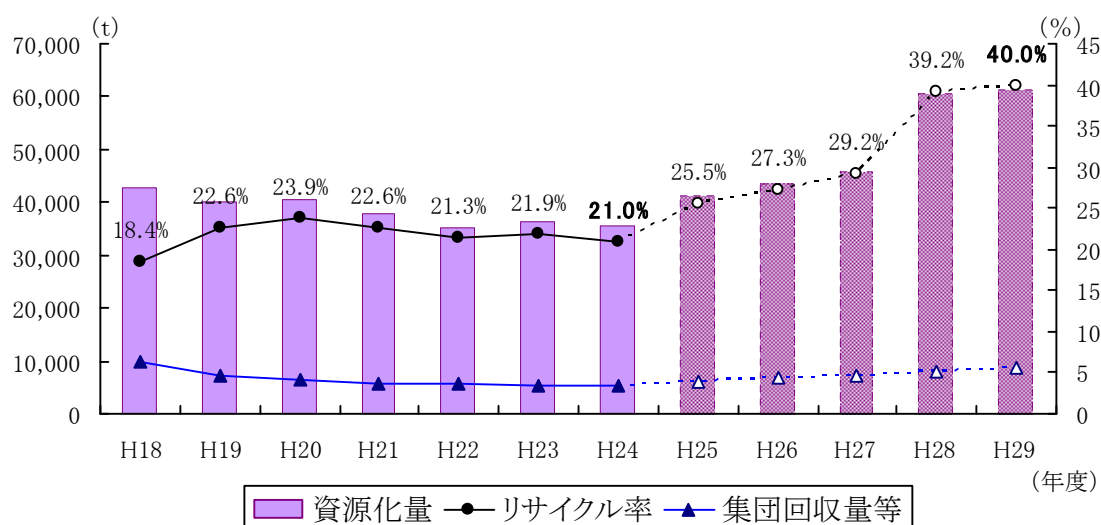
区分	年度	平成18年度 実績	平成24年度 実績	平成24年度 中間目標	平成29年度 目標
総処理量		223,171 t	164,455 t	157,840 t	145,000 t
集団回収量等		9,793 t	5,205 t	5,719 t	8,630 t
資源化量		42,774 t	35,647 t	38,655 t	61,429 t
リサイクル率		18.4%	21.0%	23.6%	40.0%

※資源化量には、家庭から排出された資源物をリサイクルした量や、有価物集団回収運動の回収量、焼却した後に発生する焼却灰をリサイクルした量などが含まれています。

※リサイクル率=資源化量/（総処理量+集団回収等）

※平成24年度中間目標及び平成29年度目標は「一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値です。

図-5 リサイクル率の推移



※平成 25 年度以降は「一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値です。

③ 最終処分率の数値目標

最終処分場の容量には限りがあり、今後、最終処分場の新設等をするには用地選定から環境影響調査や用地買収、住民同意の取得などに長期間を要することから、既存の最終処分場の延命化を図り、できるだけ長く使用する必要があります。

このことから、最終処分場の延命化を図るため、次のとおり最終処分率の数値目標を定めています。

最終処分率の数値目標

最終処分率を平成 18 年度 20.7% から平成 29 年度 3% 以下に引き下げることを目標とします。

表-3 最終処分率の進捗状況

区分	年度	平成 18 年度 実績	平成 24 年度 実績	平成 24 年度 中間目標	平成 29 年度 目標
総処理量		223,171 t	164,455 t	157,840 t	145,000 t
最終処分量		46,216 t	11,638 t	9,282 t	4,408 t
最終処分率		20.7%	7.1%	5.9%	3.0%

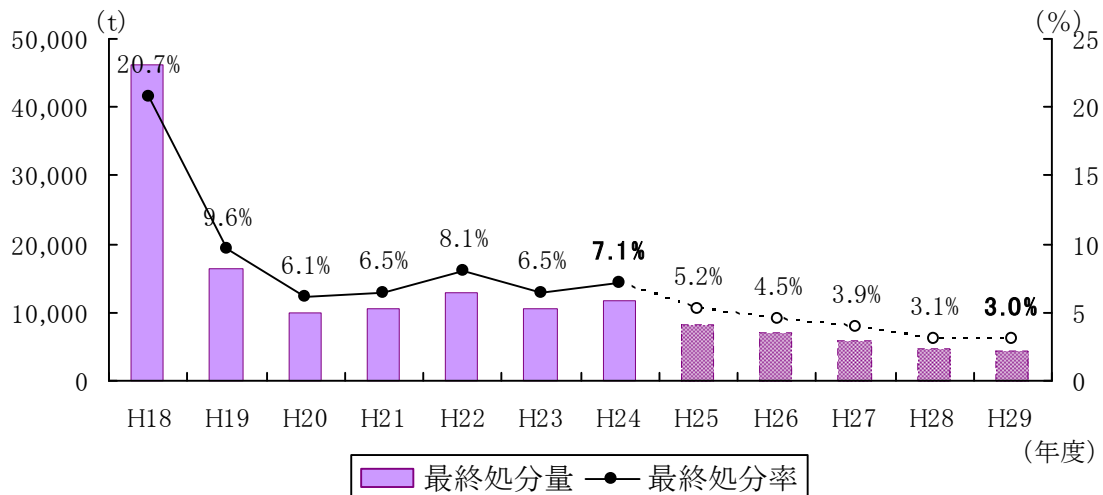
※最終処分率＝最終処分量／総処理量

※平成 24 年度中間目標及び平成 29 年度目標は「一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値です。

資料

最終処分率は、平成19年度にあわせ産業廃棄物の搬入禁止や、清掃工場から排出される焼却灰の資源化を開始したことなどにより、大きく減少しましたが、今後も目標の達成に向け取組みを継続する必要があります（図-6参照）。

図-6 最終処分率の推移



※平成25年度以降は「一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値です。

(3) ごみ減量・リサイクル推進事業

本市では、ごみの発生を抑制しリサイクルを推進するため、12分別収集をはじめとする様々なごみ減量・リサイクルに関する事業を展開しています（表-4参照）。

しかしながら、ここ数年の実績は横ばいの状態にあり、今後、より一層の普及啓発活動の充実強化と併せて、新たな事業の展開が求められています。

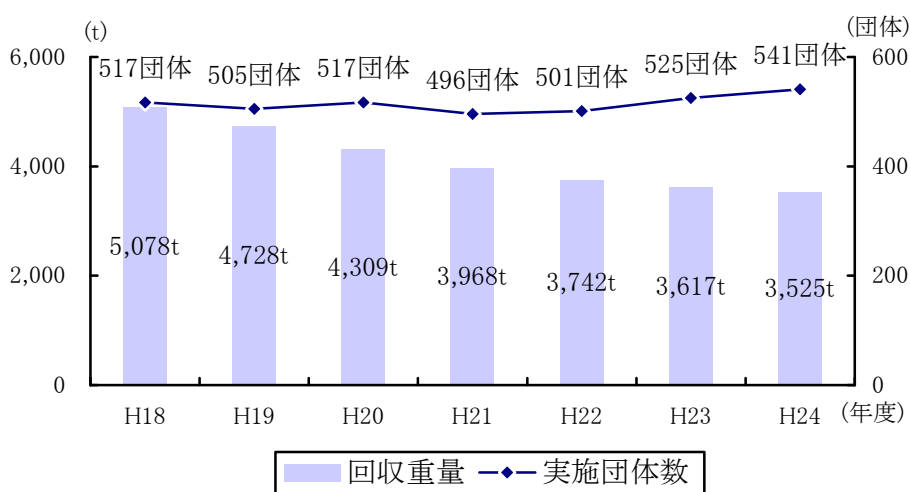
表-4 主なごみ減量・リサイクル推進事業

年度	主なごみ減量・リサイクル推進事業	事業実績
昭和51年度～	有価物集団回収運動促進事業	①参照
平成4年度～	生ごみ処理容器による減量化促進事業	②参照
平成9年度～	資源物回収事業（缶・びん・ペットボトル）	
平成13年度～	生ごみ処理機器購入補助事業	③参照
平成19年度～	資源物回収事業（12分別）	
平成20年度～	生ごみコミュニティ回収事業	
平成21年度～	段ボールコンポスト普及啓発事業	④参照
平成22年度～	廃食用油回収調査事業（H23年度本格実施）	

① 有価物集団回収運動促進事業

昭和51年から始めた有価物集団回収運動は、市民参加のリサイクル運動として取り組み、ごみ減量・リサイクルにおいて大きな成果を上げるとともに、地域コミュニティの活性化にも貢献しています。この運動による有価物の回収重量は減少傾向にあります。一方、平成23年6月より報償金の対象品目に「廃食用油」を加えたことなどにより、平成23年度以降の実施団体数は増加しました（図-7参照）。

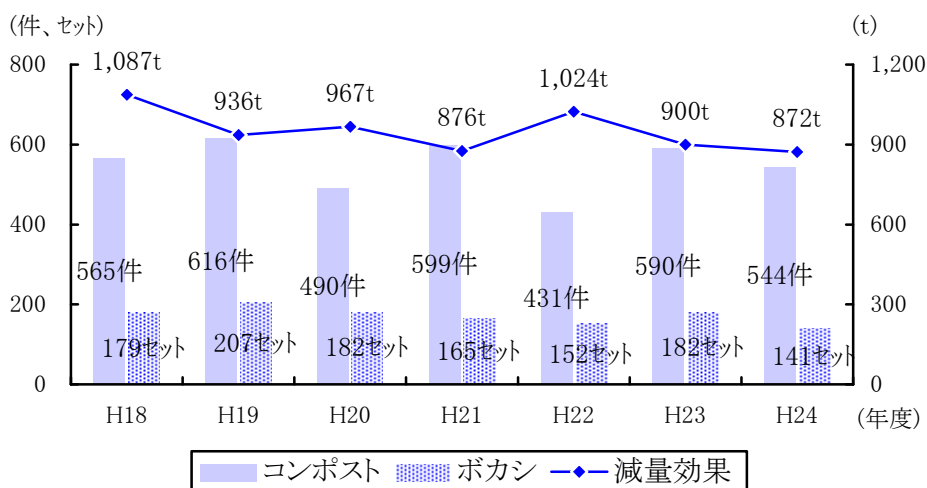
図-7 有価物集団回収運動実施状況



② 生ごみ処理容器による減量化促進事業

現在、収集している「燃やせるごみ」の多くは生ごみ（調理ごみや残飯）であり、これらをコンポスト容器やボカシ容器によって堆肥化し減量化を図るため、平成6年度から処理容器を無償で貸与しています。事業開始から平成24年度までに延べ16,152件の貸与を行っておりますが、近年の貸与件数は横ばいの状況です（図-8参照）。

図-8 生ごみ処理容器貸与状況

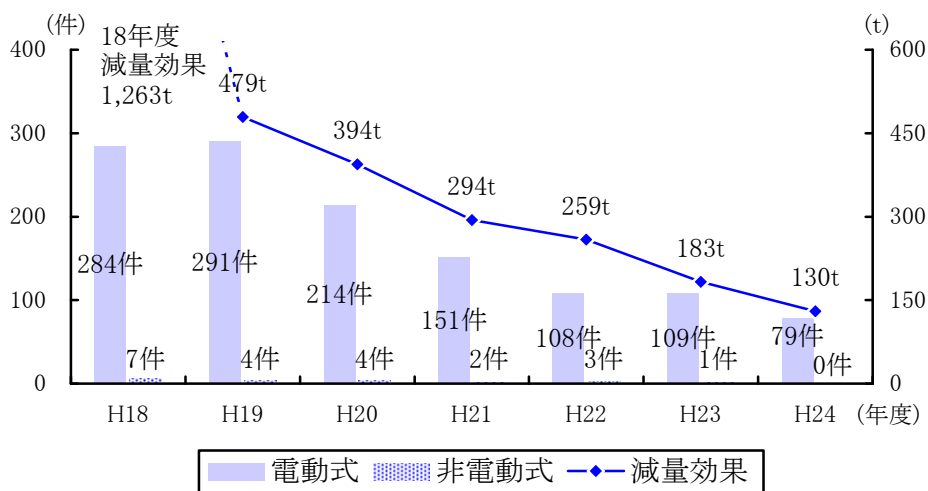


資料

③ 生ごみ処理機器購入補助事業

家庭から排出される生ごみの一層の減量とリサイクルの推進を図るため、平成13年度から電動式生ごみ処理機の購入に対する補助事業を開始し、平成18年度からは非電動式生ごみ処理機器も補助対象としました。事業開始から平成24年度までに延べ4,938件の補助を行っていますが、昨今の景気低迷などにより、近年の補助件数は減少傾向にあります（図－9参照）。

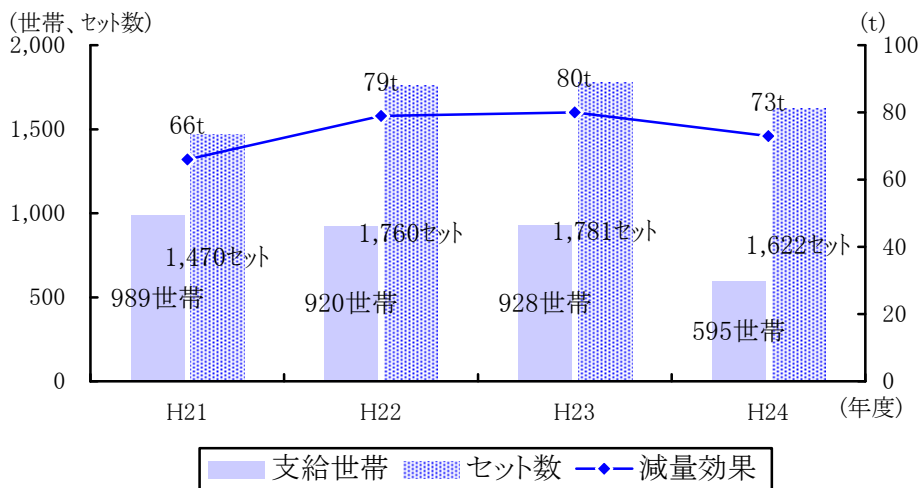
図－9 生ごみ処理機器購入補助状況



④ 段ボールコンポスト普及啓発事業

平成21年6月から、多様化する市民ニーズに対応するため、家庭で比較的手軽に生ごみの減量とリサイクルに取り組めるよう、段ボールを使ったコンポストの普及啓発事業を開始しました。本事業では、市民の皆様へ段ボールコンポストの基材1セット（段ボール、ピートモス、もみ殻くん炭）を無償で提供し、生ごみの減量とリサイクルに取り組んでいただいています（図－10参照）。

図－10 段ボールコンポスト支給状況



2. ごみ処理の課題について

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

本市では、家庭ごみの減量化とリサイクルの推進を目的に、「コンポスト・ボカシ容器」や、「段ボールコンポスト」等による生ごみの減量化促進事業や有価物集団回収運動促進事業などの施策を実施するとともに、ごみ減量・リサイクル懇談会等を通じてごみに関する市民意識の向上を図ってきました。

平成19年度には、ごみの12分別収集を開始したこと等により「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出量は減少し、「資源物」の回収量は増加しましたが、それ以降は、大きな変化はなく停滞した状況が続いており、平成23年度以降のごみ排出量は増加しています。

このような中、今後とも、ごみ排出量の減少や資源物回収量の増加を図るためには、市民一人ひとりの排出抑制意欲や分別意識を今以上に高めていく必要があります。

(2) ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

現在のごみ処理にかかる費用は主に税金により賄われており、ごみの排出量に応じた負担となっていないことから、分別の徹底などにより、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいる方にとって公平なシステムとなっていません。

今後は、排出量に応じた費用負担の公平性を確保することにより、ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の向上を図る必要があります。

(3) ごみ処理費用の削減

本市におけるごみ処理費用は、「ごみ処理部門」と「資源物処理部門」に分けて算出しています。

平成24年度の「ごみ処理部門」と「資源物処理部門」を合わせた「ごみ処理費」は、約60億円で（表-5参照）、1トンあたりの処理原価は30,654円、1人あたりの処理原価は12,574円、1世帯あたりの処理原価は28,807円です（図-11参照）。

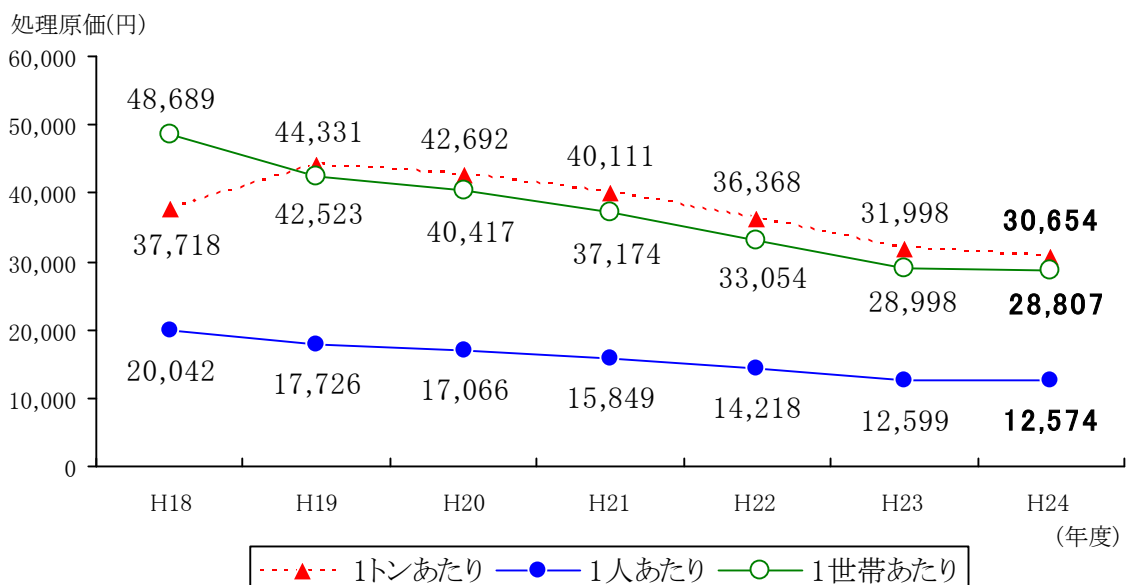
今後は、処理費用の削減を図るため、ごみの減量化による処理コストの削減をはじめ、ストックマネジメントの活用による既存施設の長寿命化を図るとともに、民間活力を最大限活用できるよう処理体制の整備を行う必要があります。

表-5 ごみ処理費（平成24年度実績）

		ごみ処理部門	資源物処理部門	合計
収集運搬部門	人件費	1,154,670 千円	0 千円	1,154,670 千円
	物件費	428,411 千円	286,371 千円	714,782 千円
	減価償却費	74,997 千円	368 千円	75,365 千円
	その他	401,506 千円	109,567 千円	511,073 千円
	計	2,059,584 千円	396,306 千円	2,455,890 千円
処分部門	人件費	439,610 千円	26,754 千円	466,364 千円
	物件費	3,106,810 千円	348,277 千円	3,455,087 千円
	減価償却費	1,099,451 千円	810 千円	1,100,261 千円
	その他	△ 1,301,679 千円	△ 181,262 千円	△ 1,482,941 千円
	計	3,344,192 千円	194,579 千円	3,538,771 千円
合計	人件費	1,594,280 千円	26,754 千円	1,621,034 千円
	物件費	3,535,221 千円	634,648 千円	4,169,869 千円
	減価償却費	1,174,448 千円	1,178 千円	1,175,626 千円
	その他	△ 900,173 千円	△ 71,695 千円	△ 971,868 千円
	合計	5,403,776 千円	590,885 千円	5,994,661 千円

※その他には公債利子や資源物の売却収入などを含みます。

図-11 処理原価の推移（ごみ・資源物）



3. 家庭ごみ有料化の実施状況について

(1) 全国市区町村における実施状況

全国における家庭ごみ有料化の実施率は61.6%で半数以上の自治体が実施していますが、中核市においては、実施率は21.4%と低い状況ですが、多くの都市で家庭ごみ有料化の導入に向けた検討が進められています（表－6参照）。

大分県内では大分市と中津市を除いた全ての自治体において家庭ごみ有料化を実施している状況です（表－7参照）。

表－6 全国市区町村の有料化実施状況

（平成25年4月現在）

	総数	有料化数	有料化実施率	備考
政令指定都市	20	8	40.0%	※政令指定都市 …札幌市、仙台市、千葉市、 北九州市、福岡市 など
中核市	42	9	21.4%	
その他の市区	750	425	56.7%	
町	746	512	68.6%	
村	184	119	64.7%	
市区町村	1,742	1,073	61.6%	※中核市…旭川市、下関市、 大分市、宮崎市など

（参考：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ）

表－7 大分県内の有料化実施状況

（平成25年4月現在）

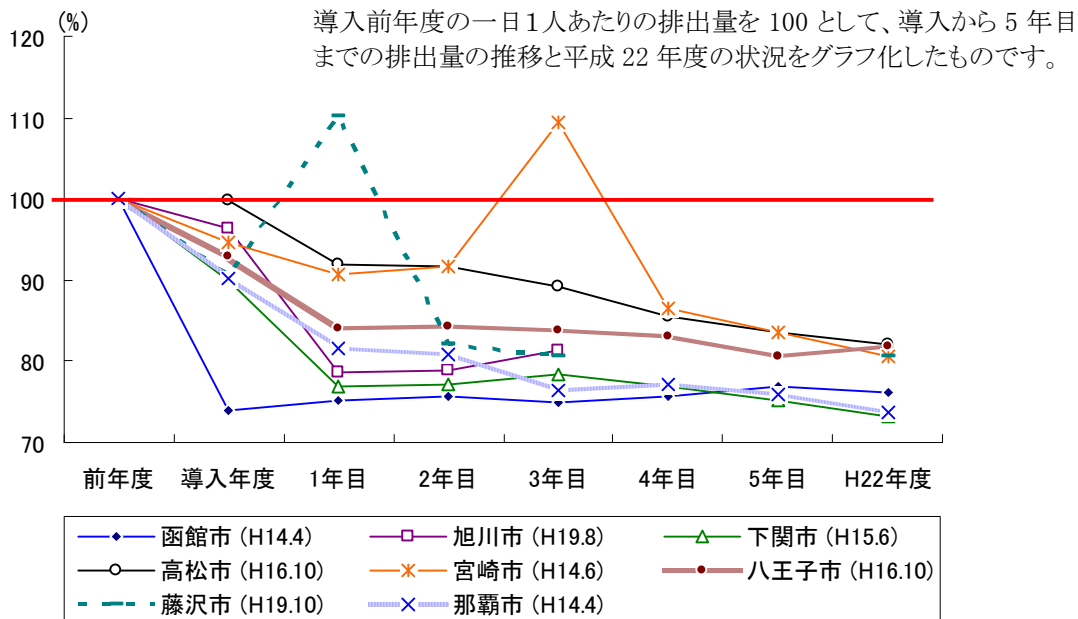
市区	導入年月	可燃ごみ	不燃ごみ	その他
別府市	H9.4	21円	21円	缶・びん・PET 18.9円
日田市	H16.10	35円	35円	埋立ごみ（中袋）35円
佐伯市	H17.3	30円	30円	分別用（可燃不燃兼用）15円
臼杵市	H17.3	30円	30円	プラスチック 30円（野津地域）
津久見市	H19.7	30円	—	
竹田市	S56.4	20円	20円	廃プラ 20円、缶・びん・PET 20円
豊後高田市	H17.4	25円	25円	可燃不燃兼用
杵築市	H18.10	21円	21円	缶・びん・PET・古布 10円
宇佐市	H18.7	30円	30円	
豊後大野市	H6.4	30円	30円	プラスチック 30円
由布市	H17.1	25円	—	
国東市	H11.4	42円	42円	缶・PET 42円、びん 31.5円
姫島村	—	月額 210円／人		（1歳未満は対象外）
日出町	—	20円	20円	缶・びん・PET 20円
九重町	—	36円	36円	
玖珠町	—	36円	36円	

資料

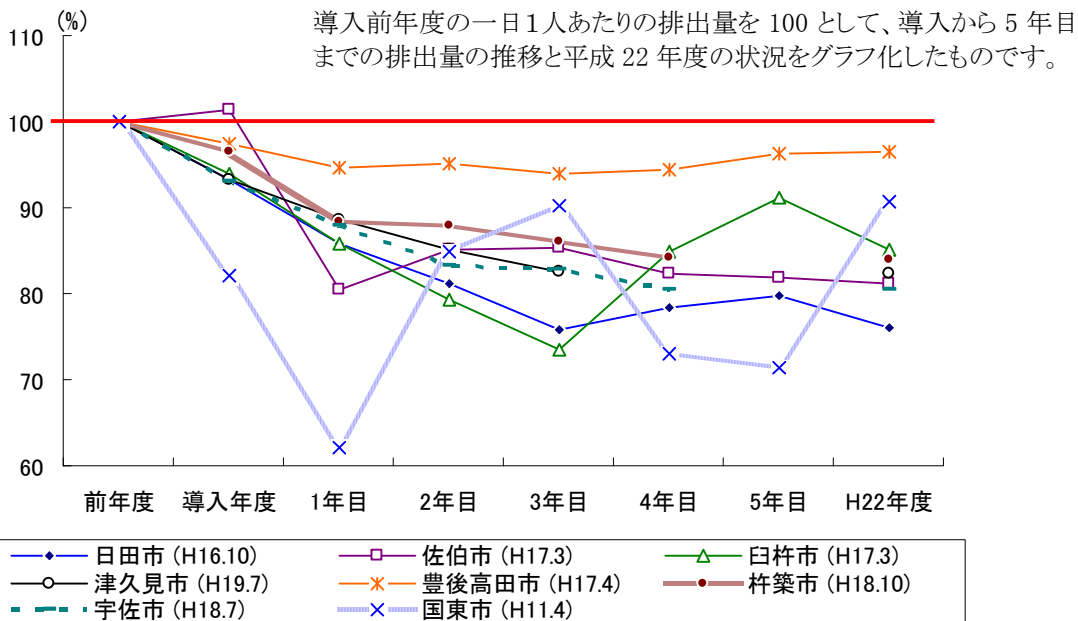
(2) ごみの減量効果

家庭ごみ有料化を実施している都市（図－12、図－13参照）では、導入前年度に比べ導入年度以降のごみ排出量は減少し、概ね10%から20%のごみ減量効果が得られています。

図－12 家庭ごみ有料化によるごみの削減効果（中核市等）



図－13 家庭ごみ有料化によるごみの削減効果（大分県内）



(注) 図－12、図－13ともに

1. 実績値は環境省一般廃棄物処理実態調査結果(平成10年度～平成22年度)を参考としています。
2. 平成10年度から平成22年度の間にごみ有料化を実施した自治体を対象としています。

4. 家庭ごみ有料化に伴う手数料の額について

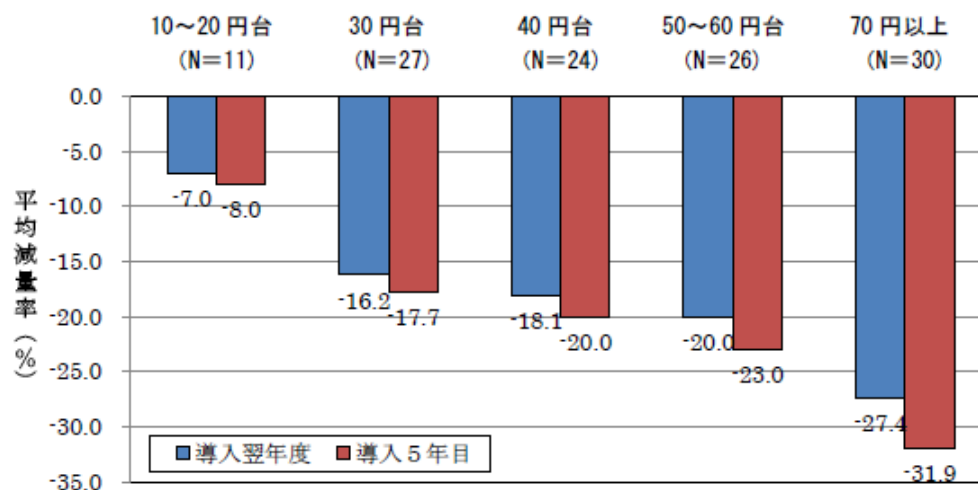
(1) 手数料の額

家庭ごみ有料化に伴う手数料の額は、ごみの減量効果や一世帯あたりの負担額、他都市の状況を総合的に勘案し検討を行いました。

① ごみの減量効果

既に家庭ごみ有料化を実施している市の事例では、大袋（45リットル程度）1枚あたり30円台以上の場合にごみの減量効果が顕著に現れています（図-14参照）。

図-14 手数料水準と可燃・不燃・粗大ごみの減量効果
 （排出量単純比例型118市）
 価格は大袋（45リットル程度）1枚あたりの単価



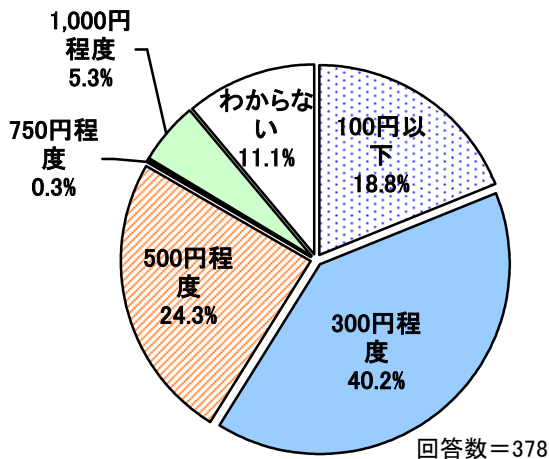
(出所：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ)

資料

② 一世帯あたりの負担額

平成21年12月に実施した「ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」の結果によると、1ヶ月に負担してもよいと思われる月額額は、1世帯あたり300円程度とする回答が最も多く全体の約40%を占めています（図-15参照）。

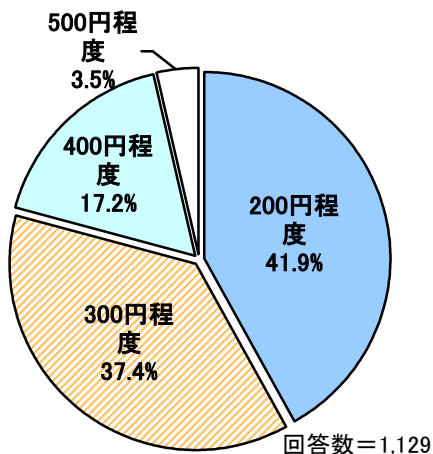
図-15 1ヶ月に負担してもよいと思われる月額



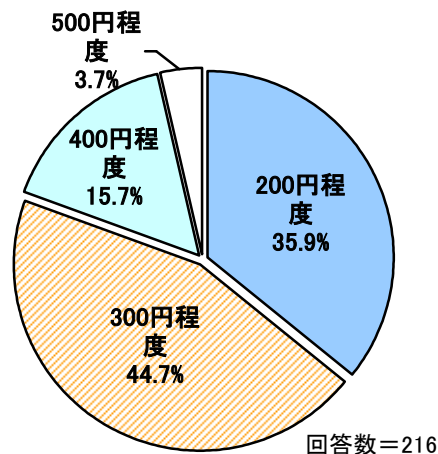
また、平成24年7月から9月にかけて実施した「家庭ごみ有料化中間答申に関する市民説明会」やまちづくり出張教室のアンケートの結果によると、ごみ減量・リサイクルを推進するため、家庭ごみ有料化を実施した場合、1ヶ月に負担してもよいと思われる金額は、市民説明会では200円程度とする回答が多く41.9%であり、まちづくり出張教室では300円程度とする回答が多く44.7%でした（図-16参照）。

図-16 1ヶ月に負担してもよいと思われる月額

(市民説明会)



(まちづくり出張教室)



「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を出す際に中袋（30リットル相当）を1枚使用した場合、ごみ袋の容量1リットルの単価と1ヶ月にかかる一世帯あたりの負担額は次のとおりです（表-8参照）。

表-8 1リットルの単価と一世帯あたりの負担額

↑ 市民への負担が少ない ↓ ごみの減量効果が高い	1リットルの単価	大袋の金額 (45L相当)	中袋の金額 (30L相当)	年額 (中袋の場合)	月額 (中袋の場合)
		0.6円	27円	18円	2,088円
	0.7円	31.5円	21円	2,436円	203円
	0.8円	36円	24円	2,784円	232円
	0.9円	40.5円	27円	3,132円	261円
	1.0円	45円	30円	3,480円	290円

ごみ袋の容量1リットルの単価を0.7円とし、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を出す際に中袋（30リットル相当）を1枚使用した場合、一世帯あたりの負担は年額2,436円、月額にすると203円となります（表-9参照）。

表-9 一世帯あたりの負担額（想定）

年間 収集回数	1回に使用 する枚数	袋の種類	袋の金額 1枚あたり (単価0.7円)	年額	月額
116回	1枚	ミニ袋 5リットル相当	3.5円	406円	34円
		特小袋 10リットル相当	7円	812円	68円
		小袋 20リットル相当	14円	1,624円	136円
		中袋 30リットル相当	21円	2,436円	203円
		大袋 45リットル相当	31.5円	3,654円	305円

【例】 1回の収集日に中袋30リットル相当（21円）を1枚使用した場合
計算式

[年額] $116回 \times 1枚 \times 21円 = 2,436円$

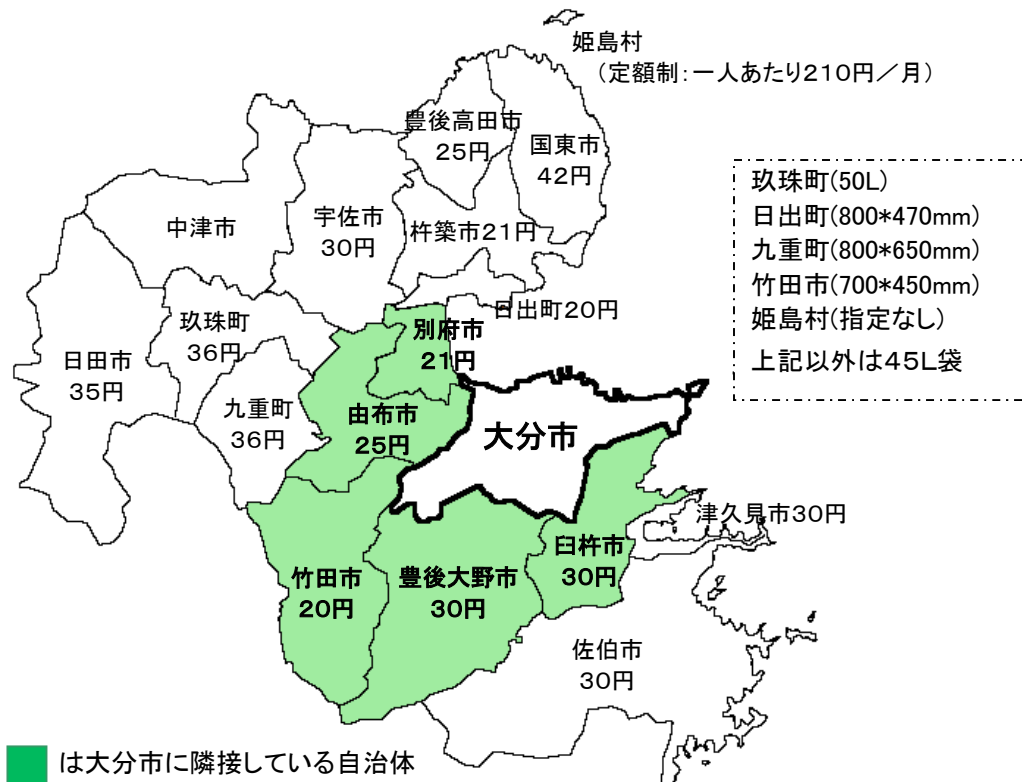
[月額] $2,436円 \div 12 = 203円$

資料

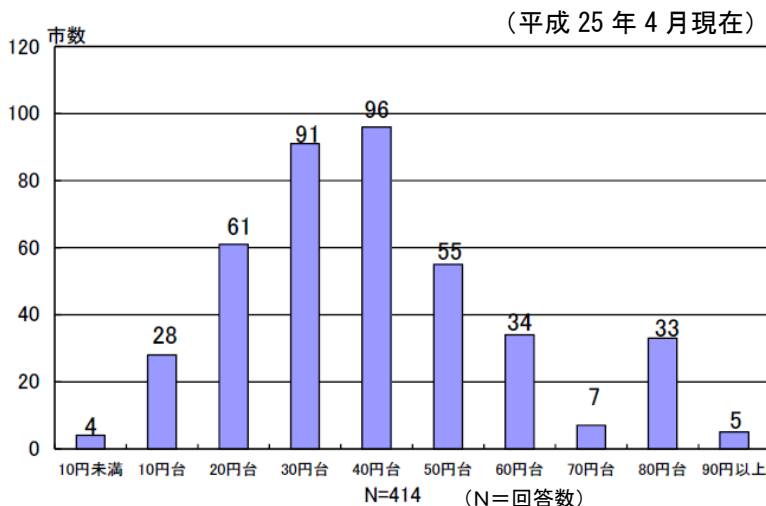
③ 他都市の手数料の額

大分県内（図－17参照）や既に有料化を実施している自治体（図－18参照）は、大袋（45リットル程度）1枚あたり30円台から40円台を採用しているところが多い状況です。

図－17 県内市町の状況（大袋45リットル程度1枚の価格）



図－18 価格帯別都市数（単純比例型・大袋45リットル程度1枚の価格）



(出所：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ)

(2) ごみ処理費用に占める手数料の額の割合

平成24年度のごみ処理費用は家庭ごみと事業系ごみを合わせて、59億9,466万1千円かかっており、そのうち、家庭ごみの「燃やせるごみ」と、「燃やせないごみ」の収集と処分に要する費用は42億7,578万円です。

これは、45リットル袋のごみを1袋(4kg)処理するのに180.45円かかっていることとなります。

手数料の額を指定ごみ袋の容量1リットルあたり0.7円とした場合、大袋1枚(45リットル相当)あたり31.5円で、ごみを1袋処理するのに要する費用の約17.5%となります(表-10参照)。

表-10 ごみ処理費用(平成24年度)

	収集	処分	合計
総額	2,455,890 千円	3,538,771 千円	5,994,661 千円
家庭ごみ			
燃やせるごみ・燃やせないごみ	2,059,584 千円	2,216,196 千円	4,275,780 千円
資源物	396,306 千円	194,579 千円	590,885 千円
事業系ごみ	0 千円	1,127,996 千円	1,127,996 千円

家庭ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)

処理量: 94,778 トン

	収集	処分	合計
1トンあたり原価	21,731 円	23,383 円	—
45リットル1袋あたり	86.92 円	93.53 円	180.45 円

負担割合

	収集	処分	合計
10%	8.69 円	9.36 円	18.05 円
15%	13.04 円	14.03 円	27.07 円
17.46%	15.17 円	16.33 円	大袋 31.50 円
20%	17.38 円	18.71 円	36.09 円
25%	21.73 円	23.38 円	45.11 円
30%	26.08 円	28.06 円	54.14 円

資 料

5. 家庭ごみ有料化についての審議経過

審議会	日時・場所	審議内容
平成23年度 第2回	平成23年12月15日(木) 午後2時～4時 全員協議会室(議会棟4階)	大分市清掃事業審議会に対し、一般廃棄物処理手数料(家庭ごみ有料化、大型・粗大ごみ処理手数料)、廃棄物処理施設使用料の改定についての諮問を行いました。 その後、一般廃棄物処理手数料及び、廃棄物処理施設使用料の改定について資料に沿って内容を説明し、今後の審議会のスケジュールについても説明を行いました。
第3回	平成24年1月20日(金) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	委員から市へ事前にいただいたご質問とご意見に対する市の考え方の説明を行うとともに、ごみ減量・リサイクル施策の実績とごみ処理の現状についての説明を行いました。 ご質問、ご意見の主なものは、他都市の状況、生産者責任の問題、費用負担の公平性の考え方、大分市のごみ処理費用等の状況、県都としての大分市のあるべき姿、ごみ処理基本計画の数値目標と達成状況などでした。 最後に会長から、今の時期にどうして有料化をしなければならないのかを次回に事務局から説明いただきたいということで終了しました。
第4回	平成24年2月29日(水) 午後2時～4時 全員協議会室(議会棟4階)	家庭ごみ有料化の必要性についてと家庭ごみ有料化によるごみ減量効果について市の考え方の説明を行いました。 その後、会長の判断により、ごみ処理の有料化に関する視点として、処理を有料化する方向は、再生可能な社会の構築などの長期的施策に鑑み矛盾しない方向であるのか、有料化の目的は合理的か、有料化の目的であるごみ減量・リサイクルの効果は得られるのか、利用者負担の原則は適用できるのかなどの項目で討議が行われました。 各委員からは、ごみ減量・リサイクルを推進するために有料化は必要、将来的には人口が減少しごみは減るのではなどの意見がありましたが、最終的に賛否の決をとり、出席者全員の賛成で、家庭ごみ有料化の導入については、妥当とする結論に達しました。
第5回	平成24年3月27日(火) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	家庭ごみ有料化の制度内容について、事務局より前回の審議結果と、今後審議を必要とする事項についての説明を行い、その内容について討議が行われました。
平成24年度 第1回	平成24年5月10日(木) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	家庭ごみ有料化中間答申(案)について説明し、一部修正を加えることにより了承されました。 ※平成24年5月18日(金) 「家庭ごみ有料化について」中間答申が市に提出されました。

審議会	日時・場所	審議内容
平成24年度 第2回	平成24年10月4日(木) 午後2時～4時 大分文化会館 第2小ホール	<p>家庭ごみ有料化中間答申に関する市民説明会及び、パブリックコメント等の結果を報告しました。</p> <p>市民説明会等によりいただいたご意見を踏まえ、中間答申のそれぞれの項目を基本として、意見をどのように反映するか最終答申に向けた審議を行いました。</p> <p><u>市民説明会等の概要</u></p> <p>☆市民説明会 実施期間 H24.7.28～H24.9.9 実施箇所 52ヶ所 参加人数 2,353名 質疑件数 1,141件 アンケート 1,542枚(回収率65.5%)</p> <p>☆パブリックコメント 実施期間 H24.8.1～H24.8.31 意見提出 18件(延べ75件) 提出方法 電子申請 6件 メール 3件 Fax 2件 郵送・窓口 7件</p> <p>☆自治委員説明会 実施期間 H24.6.8～H24.8.25 実施回数 43回 質疑件数 394件</p> <p>☆まちづくり出張教室 実施期間 市民説明会と同時期 申込件数 9件 参加人数 406名 質疑件数 180件 アンケート 227枚(回収率55.9%)</p>
第3回	平成24年11月1日(木) 午後2時～4時 全員協議会室(議会棟4階)	第2回に引き続き、市民説明会等によりいただいたご意見を踏まえ、最終答申に向けた審議を行いました。
第4回	平成24年11月26日(月) 午後2時～4時 大分市保健所6階大会議室	第3回に引き続き、市民説明会等によりいただいたご意見を踏まえ、最終答申に向けた審議を行いました。
第5回	平成24年12月25日(火) 午前10時～12時 大分市保健所6階大会議室	第4回に引き続き、市民説明会等によりいただいたご意見を踏まえ、最終答申に向けた審議を行いました。最後に、他都市の負担軽減措置の状況を資料として提出すること、これまでの審議結果を踏まえた答申(案)の作成を行うことということで審議を終了しました。
第6回	平成25年1月28日(月) 午前10時～11時15分 大分市保健所6階大会議室	<p>答申(案)について項目ごとに確認を行い、審議会として答申(案)を取りまとめました。</p> <p>※平成25年2月8日(金) 「家庭ごみ有料化」について答申が市に提出されました。</p>